

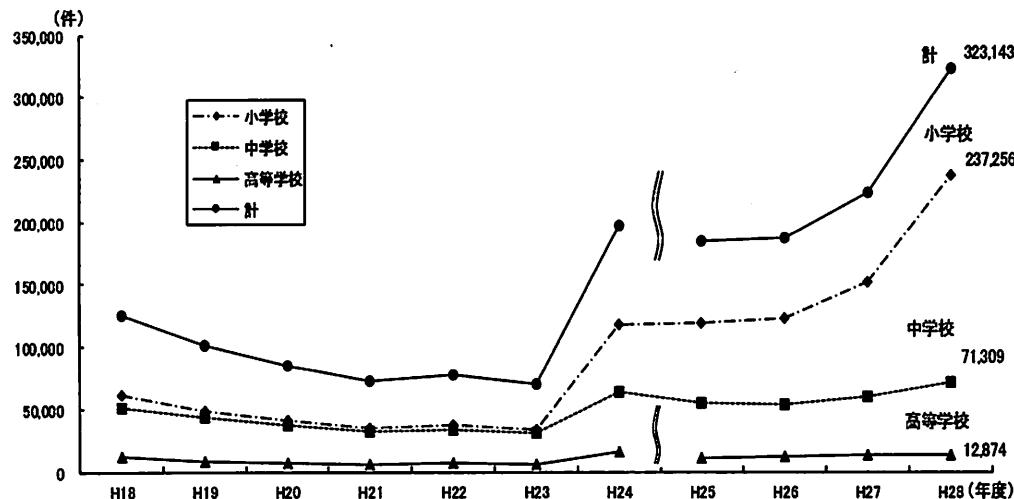
# 7

いじめ対策・不登校支援について

# いじめ対策について

## ◆ いじめの現状

いじめは決して許されないことだが、どの学校でも、どの子供にも起こり得る問題。



- 平成24年7月 滋賀県大津市の自殺事案について報道
- 平成25年2月 教育再生実行会議第1次提言  
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」
- 平成25年6月 与野党6党提出による  
「いじめ防止対策推進法」の成立
- 平成25年10月 国のいじめの防止等のための基本的な方針の策定
- 平成29年3月 いじめの防止等のための基本的な方針の改定、  
いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定

## ◆ いじめ防止対策推進法・基本方針の概要

### 1. いじめ防止・早期発見・対処のための対策

#### (1)国が実施すべきこと

→基本方針の策定、組織の設置等

#### (2)地方公共団体が実施すべきこと

→基本方針の策定、組織の設置等

#### (3)学校が実施すべきこと(①、②は義務)

①学校いじめ防止基本方針の策定

②いじめ防止対策のための組織の設置

### 2. 「重大事態」への対処

- 学校・設置者は事実関係を明確にするための調査を実施しなければならない
- 地方公共団体の長等は再調査を行うことができる

## ◆ 文部科学省の主な取組

- いじめ防止対策推進法の周知(研修会等)
- いじめ防止対策協議会の設置
- 全国いじめ問題子供サミットの開催(平成26年度~)
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の予算の拡充
- 学習指導要領等の一部改正  
(道徳の時間を「特別な教科 道徳」として位置付けた)
- 警察等の関係機関、関係団体との連携強化
- 地教行法の改正による責任の所在の明確化、迅速な危機管理体制の構築

# いじめの定義

～平成17年度

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

- × 「自分より弱い者」
- × 「一方的に」
- × 「継続的に」
- × 「深刻な」

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って行う。

具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。「発生件数」から「認知件数」に変更。

いじめ防止対策  
推進法(平成25年)  
の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

## 【いじめの防止等のための基本的な方針より】

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

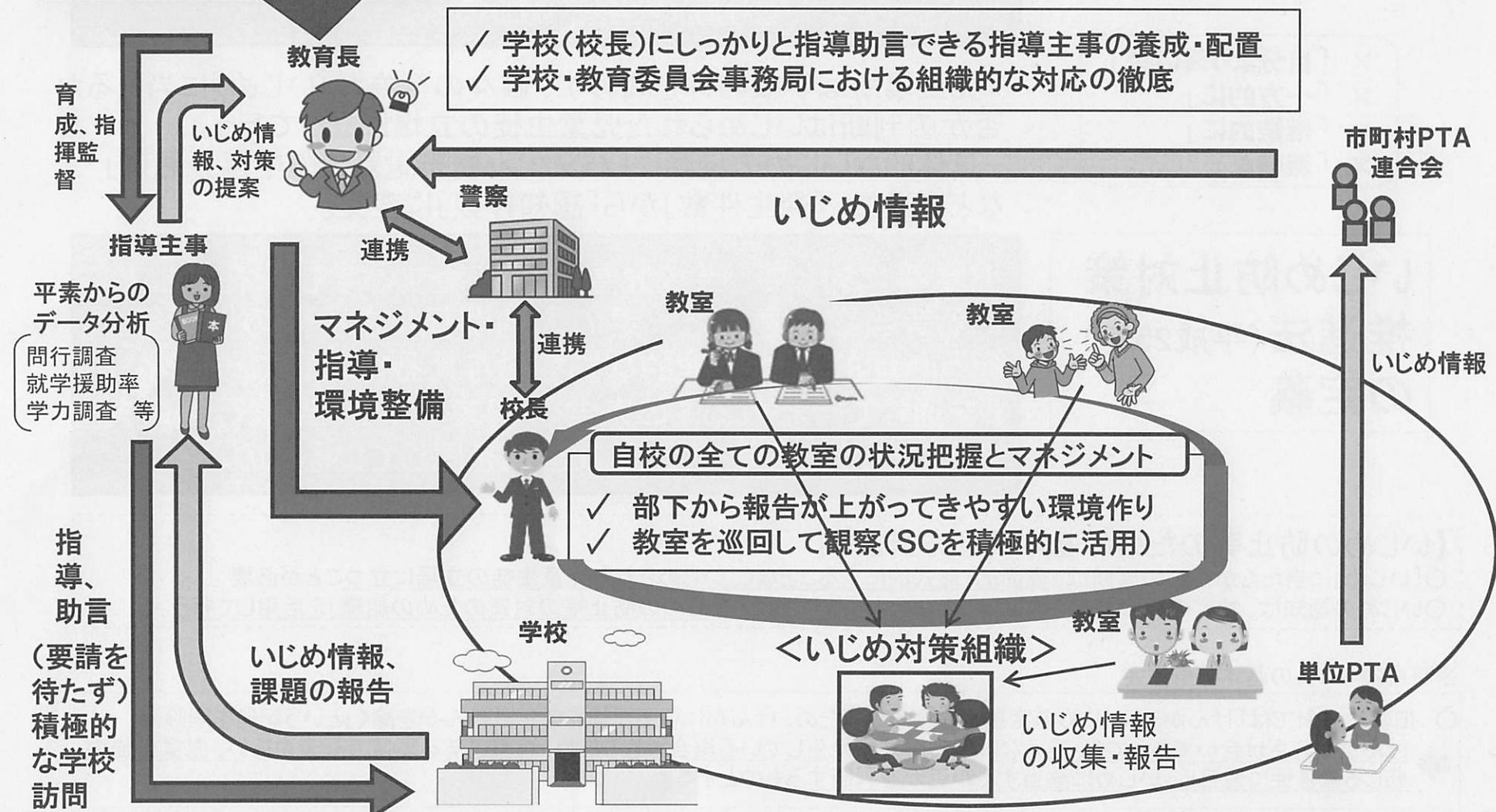
※平成29年3月の基本方針改定

- 旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正(「けんかを除く」という記述を削除)  
→ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

# いじめ対応で果たすべき教育委員会と学校の役割

教育長自ら学校に足を運んで、責任を持って「状況を把握する」という姿勢を

- ① 所管の学校の徹底把握(データと実地)・徹底指導
- ② 全教職員の意識改革(いじめ有り≠悪。報告は必須(怠ると懲戒))
- ③ いじめ防止対策推進法の教職員への浸透



# いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告（概要）

[勧告日：平成30年3月16日(金)]  
[勧告先：文部科学省、法務省]

## 背景等

- いじめの社会問題化を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が施行。法でいじめを定義（注）するとともに、国、地方公共団体及び学校は、いじめの防止等のための基本方針を策定
- 文部科学省は、法施行3年後の見直しとして、29年3月に基本方針を改定
- 28年度のいじめの認知件数は約32万3,000件で過去最多。児童生徒数当たりの認知件数には、都道府県間で約19倍の差あり。いじめを背景とした自殺等の重大事態は後を絶たず

（注）法のいじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

<調査対象機関> 文部科学省、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、厚生労働省、21都道府県、21都道府県教育委員会、20都道府県公安委員会（都道府県警察）、41市町村、50市町村教育委員会、249学校（99公立小学校、99公立中学校、51公立高等学校）等  
<実地調査期間> 平成28年12月～29年3月

## 自殺等の重大事態に関する「調査報告書」の分析結果

### 1 分析結果

調査報告書は、学校等の対応の課題等を明らかにした有用な共有財産

今回、重大事態66事案から、学校等の対応の課題を整理・分析（注）

（注）分析結果は重大事態の全体像を示すものではない

#### ● いじめの認知等に係る課題（56%）

- いじめの定義を限定解釈
- この程度は悪ふざけやじやれあいで問題なく、本人が「大丈夫」と言えばいじめではない等

#### ● 学校内の情報共有に係る課題（61%）

- 担任が他の教員等と情報共有せず 等

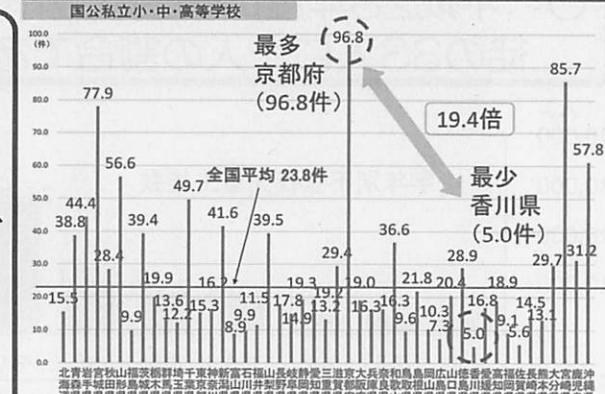
#### ● 組織的対応に係る課題（64%）

- 担任に全てを任せ、学校として組織的対応せず 等

#### ● 重大事態発生後の対応に係る課題（35%）

- 教育委員会から首長への法に基づく発生報告が遅延 等

いじめの1,000人当たりの認知件数（平成28年度）[都道府県比較]



（注）文部科学省の資料に基づき当省が作成した

## 学校・教育委員会・関係機関に対する実地調査結果

### 2 いじめの正確な認知の推進

- 学校において、法のいじめの定義を限定して解釈
  - いじめの認知の判断基準について、定義とは別の「継続性、集団性」等の要素により、限定して解釈する例あり（24%）
  - 実際の事案でも定義とは別の要素を判断基準とすることによりいじめとして認知しなかった例（認知漏れと考えられる例）あり（12%）

### 主な勧告

（文部科学省）  
法のいじめの定義を限定解釈しないことについて周知徹底

### 3 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

- 教育委員会等において、法や国の基本方針等に基づく措置が徹底されていない例あり（地方公共団体の長への重大事態の発生報告（2%）、調査結果の報告（1%）等）

（文部科学省）  
法等に基づく措置を確実・適切に講ずることについて周知徹底

### 4 関係行政機関によるいじめ相談への適切な措置の推進

- 法務局において、「学校に相談したがいじめが改善しない」との相談に、「再度、学校に相談」するよう促すのみで、当該事案を解決する上で効果的な措置とはいえない例あり（2%）

（法務省）  
いじめ相談事案を解決する上で効果的な措置の徹底

### （参考）いじめの発見から対処に際して工夫している取組

- いじめ対応の各段階、ネットいじめ、重大事態への対処等の工夫している取組を整理

## 不登校児童生徒数（推移）国公私立小・中・高等学校

- 平成28年度の国公私立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は18万人以上であり、中学校では生徒の33人に1人の割合である。



（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（平成28年度）

# 不登校児童生徒に対する支援

## 従来の取組

- 一定の要件を満たす場合の「出席扱い」 (H4)
- I Tを活用した学習機会の拡大 (H17)
- スクールソーシャルワーカー活用事業 (H20～) 【予算関連】
- 不登校児童生徒を対象とした学校に係る教育課程の弾力化の導入 (H17)  
※都道府県が設置する場合においても教職員給与費の3分の1を国庫負担化 (H29)
- スクールカウンセラー等活用事業 (H7～) 【予算関連】

## 最近の状況

- 不登校児童生徒数は4年連続で増加しており、喫緊の課題 (平成28年度間の小中学校における不登校児童生徒数：約13万4,000人)
  - 不登校の要因・背景は様々であり、一層多様化・複雑化
  - 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮する必要
  - 不登校児童生徒の社会的自立を目指す必要
  - 長期に不登校となっている児童生徒の学校以外の場での学習への支援が必要
- ・「不登校に関する調査研究協力者会議」最終報告とりまとめ(平成28年7月)
  - ・「フリースクール等に関する検討会議」報告とりまとめ(平成29年2月)

- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立(平成28年12月14日公布)
- ・同法基本指針の策定(平成29年3月31日文部科学大臣決定)

## 今後の重点施策

### ■児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

学校指導体制の充実等魅力あるより良い学校づくりや、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり、児童生徒の学習状況等に応じた指導等の実施。

### ■「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的な支援

不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、個々の不登校児童生徒に応じた支援計画を策定。必要に応じ、関係機関等と情報共有を行うほか、学校間の引き継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を推進。

### ■不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保

- ⇒●不登校特例校(H30現在12校)や教育支援センター等の設置促進
- 教育委員会・学校と民間団体との連携による支援の推進
- 民間団体の自主的な取組の促進
- ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援
- 学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒への経済的支援

- ⇒生徒指導担当者会議などにおいて、好事例などを周知

・いじめ対策・不登校支援等推進事業  
平成31年度概算要求額  
190百万円の内数

### ■教育相談体制の充実

教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した教育相談体制の構築を促進する。

- ⇒●スクールカウンセラーの配置拡充
  - ・全公立中学校:10,000校、全公立小学校:16,700校→17,500校、教育支援センターの機能強化のためのスクールカウンセラーの配置:250箇所、  
貧困・虐待対策重点配置:1,000校→1,500校
  - スクールソーシャルワーカーの配置拡充
    - ・小中学校配置:7,500人→10,000人、高等学校配置:47人、貧困・虐待対策重点配置:1,000人→1,500人

・スクールカウンセラー等活用事業  
平成31年度概算要求額 4,873百万円  
・スクールソーシャルワーカー活用事業  
平成31年度概算要求額 1,978百万円